

「立候補休暇法案」(概要)

(公職の候補者となる労働者の雇用の継続の確保のための立候補休暇に関する法律案)



目的：公職の候補者となる労働者の雇用の継続を確保し、もって国民の政治への参画の機会の増大に寄与する。

○対象選挙

衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の選挙

○休暇を取得できる期間

選挙期日の公示・告示日の14日前から選挙期日後3日まで

○休暇取得の制限

過去1年以内に他の選挙に係る立候補休暇の申出をしたことがある労働者は、立候補休暇を取得することができない

○不利益取扱いの禁止

事業主は、労働者が立候補休暇の申出をし、又は立候補休暇を取得したことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない

- ・ 施行日：公布日から起算して1月を経過した日
- ・ 公務員の適用除外
- ・ この法律の施行後4年を目途として、立候補休暇の取得状況等を勘案し、立候補休暇の取得を容易にするための方策について検討

公職の候補者となる労働者の雇用の継続の確保 のための立候補休暇に関する法律案 要綱

第一 総則

一 目的

この法律は、立候補休暇の制度を設けることにより、公職の候補者となる労働者の雇用の継続を確保し、もって国民の政治への参画の機会の増大に寄与することを目的とすること。

二 定義

- 1 この法律において「立候補休暇」とは、労働者が、公職の候補者となる場合において、第二に定めるところにより、当該公職に係る選挙の期日の公示又は告示の日前14日に当たる日から当該選挙の期日後3日に当たる日までの期間内において、選挙運動又は選挙運動の準備若しくは残務整理をするために取得する休暇をいうこと。
- 2 この法律において「公職」とは、公職選挙法第3条に規定する公職をいうこと。
- 3 この法律において「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者であつて、賃金を支払われるもの（日々雇用される者を除く。）をいうこと。

第二 立候補休暇

一 立候補休暇の申出

- 1 労働者は、その事業主に申し出ることにより、立候補休暇を取得することができること。
- 2 立候補休暇は、1日の所定労働時間が短い労働者として厚生労働省令で定める者以外の者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働省令で定める1日未満の単位で取得することができること。
- 3 1の申出（以下「立候補休暇の申出」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、立候補休暇を取得することとする日（2の厚生労働省令で定める1日未満の単位で取得するときは、立候補休暇の開始及び終了の日時。4及び3の1において「立候補休暇予定日」という。）を全て明らかにして、しなければならないこと。
- 4 立候補休暇の申出は、当該立候補休暇の申出に係る最初の立候補休暇予定日の7日前までにしなければならないこと。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでないこと。

二 立候補休暇の申出があつた場合における事業主の義務等

- 1 事業主は、労働者からの立候補休暇の申出があつたときは、当該立候補休暇の申出を拒むことができないこと。ただし、過去1年以内に他の選挙に係る立候補休暇の申出をしたことがある労働者（無投票当選その他の厚生労働省令で定める事由により当該立候補休暇の申出に係る立候補休暇を取得しなかつた労働者を除く。）からの立候補休暇の申出（当該他の選挙に係る再選挙に係るものを除く。）があつた場合は、この限りでないこと。

- 2 1のただし書の場合において、事業主にその立候補休暇の申出を拒まれた労働者は、一の1にかかわらず、立候補休暇を取得することができないこと。

三 立候補休暇の申出の撤回等

- 1 立候補休暇の申出をした労働者は、当該立候補休暇の申出に係る最初の立候補休暇予定日の前日までは、その事業主の同意を得て、当該立候補休暇の申出を撤回することができること。
- 2 1により立候補休暇の申出を撤回した労働者は、当該立候補休暇の申出に係る選挙については、一の1にかかわらず、立候補休暇の申出をすることができないこと。
- 3 立候補休暇の申出をした労働者は、公職の候補者の届出がなされなかったことその他の労働者が当該立候補休暇の申出に係る立候補休暇を取得することが適当でない事由として厚生労働省令で定める事由が生じたときは、当該事由が生じた日後の当該立候補休暇の申出に係る立候補休暇を取得することができないこと。この場合において、労働者は、その事業主に対して、当該事由が生じた旨を遅滞なく通知しなければならないこと。

四 不利益取扱いの禁止

事業主は、労働者が立候補休暇の申出をし、又は立候補休暇を取得したことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならないこと。

第三 その他

一 施行期日

この法律は、原則として、公布の日から起算して1月を経過した日から施行すること。

二 適用除外

この法律は、国家公務員及び地方公務員については、適用しないこと。

三 検討

政府は、この法律の施行後4年を目途として、立候補休暇の取得の状況その他のこの法律の施行状況を勘案し、必要があると認めるときは、立候補休暇をより容易に取得することができるようにするための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

四 所要の規定の整備

その他所要の規定の整備を行うこと。

公職の候補者となる労働者の雇用の継続の確保のための立候補休暇に関する法律案

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 立候補休暇（第三条―第六条）

第三章 雑則（第七条―第十条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、立候補休暇の制度を設けることにより、公職の候補者となる労働者の雇用の継続を確保し、もって国民の政治への参画の機会を増大に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「立候補休暇」とは、労働者が、公職の候補者となる場合において、次章に定めるところにより、当該公職に係る選挙の期日の公示又は告示の日前十四日に当たる日から当該選挙の期日

後三日に当たる日までの期間内において、選挙運動又は選挙運動の準備若しくは残務整理をするために取得する休暇をいう。

- 2 この法律において「公職」とは、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三条に規定する公職をいう。
- 3 この法律において「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者であつて、賃金を支払われるもの（日々雇用される者を除く。）をいう。

第二章 立候補休暇

（立候補休暇の申出）

第三条 労働者は、その事業主に申し出ることにより、立候補休暇を取得することができる。

- 2 立候補休暇は、一日の所定労働時間が短い労働者として厚生労働省令で定める者以外の者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働省令で定める一日未満の単位で取得することができる。

- 3 第一項の規定による申出（以下「立候補休暇の申出」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、立候補休暇を取得することとする日（前項の厚生労働省令で定める一日未満の単位で取得するときは、立候補休暇の開始及び終了の日時。次項及び第五条第一項において「立候補休暇予定日」という。）を全

て明らかにして、しなければならない。

4 立候補休暇の申出は、当該立候補休暇の申出に係る最初の立候補休暇予定日の七日前までにしなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

(立候補休暇の申出があつた場合における事業主の義務等)

第四条 事業主は、労働者からの立候補休暇の申出があつたときは、当該立候補休暇の申出を拒むことができない。ただし、過去一年以内に他の選挙に係る立候補休暇の申出をしたことがある労働者（公職選挙法第百条第一項から第四項までの規定に該当し投票を行うことを必要としなくなったことその他の厚生労働省令で定める事由により当該立候補休暇の申出に係る立候補休暇を取得しなかつた労働者を除く。）からの立候補休暇の申出（当該他の選挙に係る再選挙に係るものを除く。）があつた場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において、事業主にその立候補休暇の申出を拒まれた労働者は、前条第一項の規定にかかわらず、立候補休暇を取得することができない。

(立候補休暇の申出の撤回等)

第五条 立候補休暇の申出をした労働者は、当該立候補休暇の申出に係る最初の立候補休暇予定日の前日ま

では、その事業主の同意を得て、当該立候補休暇の申出を撤回することができる。

2 前項の規定により立候補休暇の申出を撤回した労働者は、当該立候補休暇の申出に係る選挙については、

第三条第一項の規定にかかわらず、立候補休暇の申出をすることができない。

3 立候補休暇の申出をした労働者は、公職の候補者の届出がなされなかったことその他の労働者が当該立候補休暇の申出に係る立候補休暇を取得することが適当でない事由として厚生労働省令で定める事由が生じたときは、当該事由が生じた日後の当該立候補休暇の申出に係る立候補休暇を取得することができない。

この場合において、労働者は、その事業主に対して、当該事由が生じた旨を遅滞なく通知しなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第六条 事業主は、労働者が立候補休暇の申出をし、又は立候補休暇を取得したことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

第三章 雑則

(労働政策審議会への諮問)

第七条 厚生労働大臣は、第三条第二項、第四条第一項及び第五条第三項の厚生労働省令の制定又は改正の立案をしようとするときその他この法律の施行に関する重要事項について決定しようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。

(厚生労働省令への委任)

第八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定める。

(船員に関する特例)

第九条 船員法(昭和二十二年法律第百号)の適用を受ける船員に関しては、第三条第二項及び第三項、第四条第一項、第五条第三項、第七条並びに前条中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、第七条中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、「労働政策審議会」とあるのは「交通政策審議会」とする。

(適用除外)

第十条 この法律は、国家公務員及び地方公務員については、適用しない。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

第二条 この法律の施行のために必要な準備行為は、この法律の施行の日前においても行うことができる。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後四年を目途として、立候補休暇の取得の状況その他のこの法律の施行状況を勘案し、必要があると認めるときは、立候補休暇をより容易に取得することができるようにするための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(労働基準法の一部改正)

第四条 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 公職の候補者となる労働者の雇用の継続の確保のための立候補休暇に関する法律（令和四年法律第 号）第二条第一項に規定する立候補休暇を取得した期間

第三十九条第十項中「休業した期間及び」を「休業した期間、」に改め、「介護休業をした期間」の下に「及び公職の候補者となる労働者の雇用の継続の確保のための立候補休暇に関する法律第二条第一項に規定する立候補休暇を取得した期間」を加える。

（船員法の一部改正）

第五条 船員法の一部を次のように改正する。

第七十四条第四項中「期間及び」の下に「公職の候補者となる労働者の雇用の継続の確保のための立候補休暇に関する法律（令和四年法律第 号）第二条第一項に規定する立候補休暇を取得した期間並びに」を加える。

（船員職業安定法の一部改正）

第六条 船員職業安定法（昭和二十三年法律第三百十号）の一部を次のように改正する。

第九十一条の三を第九十一条の四とし、第九十一条の二の次に次の一条を加える。

(公職の候補者となる労働者の雇用の継続の確保のための立候補休暇に関する法律の適用に関する特例)

第九十一条の三 船員派遣の役務の提供を受ける者がその指揮命令の下に労働させる派遣船員の当該船員

派遣に係る就業に関しては、当該船員派遣の役務の提供を受ける者もまた当該派遣船員を雇用する事業主とみなして、公職の候補者となる労働者の雇用の継続の確保のための立候補休暇に関する法律（令和

四年法律第 号）第六条の規定を適用する。

第九十二条第四項中「及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」

を「、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び公職の候補者となる労働者の雇用の継続の確保のための立候補休暇に関する法律」に改める。

(船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部改正)

第七条 船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和五十二年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第十四条第五項中「及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）」を「、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法

律（平成三年法律第七十六号）及び公職の候補者となる労働者の雇用の継続の確保のための立候補休暇に関する法律（令和四年法律第 号）に改める。

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の一部改正）

第八条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第四十七条の三の次に次の一条を加える。

（公職の候補者となる労働者の雇用の継続の確保のための立候補休暇に関する法律の適用に関する特例）

第四十七条の三の二 労働者派遣の役務の提供を受ける者がその指揮命令の下に労働させる派遣労働者の当該労働者派遣に係る就業に関しては、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者もまた、当該派遣労働者を雇用する事業主とみなして、公職の候補者となる労働者の雇用の継続の確保のための立候補休暇に関する法律（令和四年法律第 号）第六条の規定を適用する。

（厚生労働省設置法の一部改正）

第九条 厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第四号中「平成二十六年法律第三百三十七号」の下に「公職の候補者となる労働者の雇用の継続の確保のための立候補休暇に関する法律（令和四年法律第 号）」を加える。

（国土交通省設置法の一部改正）

第十条 国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第三号中「平成三年法律第七十六号」の下に「公職の候補者となる労働者の雇用の

継続の確保のための立候補休暇に関する法律（令和四年法律第 号）」を加える。

理由

公職の候補者となる労働者の雇用の継続を確保することにより、国民の政治への参画の機会の増大を図るため、立候補休暇の制度を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

公職の候補者となる労働者の雇用の継続の確保のための立候補休暇に関する法律案 新旧対照表

○労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）〔附則第四条関係〕

〔傍線部分は改正部分〕

改正案	現行
<p>第十二条 〔略〕</p> <p>② 〔略〕</p> <p>③ 前二項に規定する期間中に、次の各号のいずれかに該当する期間がある場合においては、その日数及びその期間中の賃金は、前二項の間及び賃金の総額から控除する。</p> <p>一 一四 〔略〕</p> <p>五 公職の候補者となる労働者の雇用の継続の確保のための立候補休暇に関する法律（令和四年法律第 号）第二条第一項に規定する立候補休暇を取得した期間</p> <p>六 〔略〕</p> <p>④ 一〇 〔略〕</p> <p>（年次有給休暇）</p> <p>第三十九条 〔略〕</p> <p>② 一〇 〔略〕</p> <p>⑩ 労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業した期間、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第一号に規定する育児休業又は同条第二号に規定す</p>	<p>第十二条 〔同上〕</p> <p>② 〔同上〕</p> <p>③ 〔同上〕</p> <p>一 一四 〔同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>五 〔同上〕</p> <p>④ 一〇 〔同上〕</p> <p>（年次有給休暇）</p> <p>第三十九条 〔同上〕</p> <p>② 一〇 〔同上〕</p> <p>⑩ 労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業した期間及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第一号に規定する育児休業又は同条第二号に規定</p>

る介護休業をした期間及び公職の候補者となる労働者の雇用の継続の確保のための立候補休暇に関する法律第二条第一項に規定する立候補休暇を取得した期間並びに産前産後の女性が第六十五条の規定によつて休業した期間は、第一項及び第二項の規定の適用については、これを出勤したものとみなす。

する介護休業をした期間並びに産前産後の女性が第六十五条の規定によつて休業した期間は、第一項及び第二項の規定の適用については、これを出勤したものとみなす。

改正案	現行
<p>(有給休暇の付与)</p> <p>第七十四条 〔略〕</p> <p>②・③ 〔略〕</p> <p>④ 船員が同一の事業に属する船舶における勤務に準ずる勤務として国土交通省令で定めるものに従事した期間並びに船員が職務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため勤務に従事しない期間、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第一号に規定する育児休業又は同条第二号に規定する介護休業(同法第六十一条第三項(同条第六項において準用する場合を含む。))に規定する介護をするための休業を含む。)をした期間及び公職の候補者となる労働者の雇用の継続の確保のための立候補休暇に関する法律(令和四年法律第 号)第二条第一項に規定する立候補休暇を取得した期間並びに女子の船員が第八十七条第一項又は第二項の規定によつて勤務に従事しない期間は、連続して勤務に従事した期間の計算については、同一の事業に属する船舶において勤務に従事した期間とみなす。</p> <p>⑤ 〔略〕</p>	<p>(有給休暇の付与)</p> <p>第七十四条 〔同上〕</p> <p>②・③ 〔同上〕</p> <p>④ 船員が同一の事業に属する船舶における勤務に準ずる勤務として国土交通省令で定めるものに従事した期間並びに船員が職務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため勤務に従事しない期間、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第一号に規定する育児休業又は同条第二号に規定する介護休業(同法第六十一条第三項(同条第六項において準用する場合を含む。))に規定する介護をするための休業を含む。)をした期間及び女子の船員が第八十七条第一項又は第二項の規定によつて勤務に従事しない期間は、連続して勤務に従事した期間の計算については、同一の事業に属する船舶において勤務に従事した期間とみなす。</p> <p>⑤ 〔同上〕</p>

改正案	現行
<p>（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の適用に関する特例）</p> <p>第九十一条の二 〔略〕</p> <p>〔公職の候補者となる労働者の雇用の継続の確保のための立候補休暇に関する法律の適用に関する特例〕</p> <p>第九十一条の三 船員派遣の役務の提供を受ける者がその指揮命令の下に労働させる派遣船員の当該船員派遣に係る就業に関しては、当該船員派遣の役務の提供を受ける者もまた当該派遣船員を雇用する事業主とみなして、公職の候補者となる労働者の雇用の継続の確保のための立候補休暇に関する法律（令和四年法律第 号）第六条の規定を適用する。</p> <p>（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律の適用に関する特例）</p> <p>第九十一条の四 〔略〕</p> <p>（外国船舶派遣に係る船員法等の適用に関する特例）</p> <p>第九十二条 〔略〕</p>	<p>（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の適用に関する特例）</p> <p>第九十一条の二 〔同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律の適用に関する特例）</p> <p>第九十一条の三 〔同上〕</p> <p>（外国船舶派遣に係る船員法等の適用に関する特例）</p> <p>第九十二条 〔同上〕</p>

<p>2・3 [略]</p> <p>4 第一項の規定により船員法の適用を受ける労働関係に係る派遣船員は、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）、労働組合法、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）、中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）、勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）、賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び公職の候補者となる労働者の雇用の継続の確保のための立候補休暇に関する法律並びにこれらの法律に基づく命令の規定の適用については、船員法の適用を受ける船員とみなす。この場合において、必要な技術的読替えは、命令で定める。</p> <p>5 [略]</p>	<p>2・3 [同上]</p> <p>4 第一項の規定により船員法の適用を受ける労働関係に係る派遣船員は、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）、労働組合法、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）、中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）、勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）、賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律並びにこれらの法律に基づく命令の規定の適用については、船員法の適用を受ける船員とみなす。この場合において、必要な技術的読替えは、命令で定める。</p> <p>5 [同上]</p>
---	--

○船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和五十二年法律第九十六号）〔附則第七条関係〕

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

<p>第十四条 〔略〕</p> <p>254 〔略〕</p> <p>5 第一項の規定により船員法の適用を受ける労働関係に係る労務供給船員は、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第三百三十七号）、勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）、賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）及び公職の候補者となる労働者の雇用の継続の確保のための立候補休暇に関する法律（令和四年法律第 号）並びにこれらの法律に基づいて発する命令の規定の適用については、船員法の適用を受ける船員とみなす。この場合において、必要な技術的読替えは、命令で定める。</p> <p>6 〔略〕</p>	<p>第十四条 〔同上〕</p> <p>254 〔同上〕</p> <p>5 第一項の規定により船員法の適用を受ける労働関係に係る労務供給船員は、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第三百三十七号）、勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）、賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）並びにこれらの法律に基づいて発する命令の規定の適用については、船員法の適用を受ける船員とみなす。この場合において、必要な技術的読替えは、命令で定める。</p> <p>6 〔同上〕</p>
---	--

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）〔附則第八条関係〕

〔傍線部分は改正部分〕

改正案	現行
<p>（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の適用に関する特例）</p> <p>第四十七条の三 〔略〕</p> <p>（公職の候補者となる労働者の雇用の継続の確保のための立候補休暇に関する法律の適用に関する特例）</p> <p>第四十七条の三の二 労働者派遣の役務の提供を受ける者がその指揮命令の下に労働させる派遣労働者の当該労働者派遣に係る就業に關しては、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者もまた、当該派遣労働者を雇用する事業主とみなして、公職の候補者となる労働者の雇用の継続の確保のための立候補休暇に関する法律（令和四年法律第 号）第六条の規定を適用する。</p> <p>（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律の適用に関する特例）</p> <p>第四十七条の四 〔略〕</p>	<p>（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の適用に関する特例）</p> <p>第四十七条の三 〔同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律の適用に関する特例）</p> <p>第四十七条の四 〔同上〕</p>

改正案

（労働政策審議会）

第九条 労働政策審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜三 〔略〕

四 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成四年法律第九十号）、専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百三十七号）、公職の候補者となる労働者の雇用の継続の確保のための立候補休暇に関する法律（令和四年法律第 号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、労働災害防止団体系（昭和三十九年法律第百十八号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）、勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）、中小企業退職金共済法、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（平成十年法律第四十六号）、労働者協同組合法（令和二年法律第七十八号）、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和

現行

（労働政策審議会）

第九条 〔同上〕

一〜三 〔同上〕

四 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成四年法律第九十号）、専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百三十七号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、労働災害防止団体系（昭和三十九年法律第百十八号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）、勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）、中小企業退職金共済法、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（平成十年法律第四十六号）、労働者協同組合法（令和二年法律第七十八号）、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）、建設労働者の

2
〔略〕

四十六年法律第六十八号)、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)、建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)、港湾労働法(昭和六十三年法律第四十号)、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成三年法律第五十七号)、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成四年法律第六十三号)、看護師等の人材確保の促進に関する法律(平成四年法律第八十六号)、林業労働力の確保の促進に関する法律(平成八年法律第四十五号)、雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)、職業能力開発促進法、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十八年法律第八十九号)、青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和四十五年法律第九十八号)、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第一百三十三号)、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成五年法律第七十六号)及び家内労働法(昭和四十五年法律第六十号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

2
〔同上〕

雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)、港湾労働法(昭和六十三年法律第四十号)、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成三年法律第五十七号)、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成四年法律第六十三号)、看護師等の人材確保の促進に関する法律(平成四年法律第八十六号)、林業労働力の確保の促進に関する法律(平成八年法律第四十五号)、雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)、職業能力開発促進法、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十八年法律第八十九号)、青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和四十五年法律第九十八号)、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第一百三十三号)、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成五年法律第七十六号)及び家内労働法(昭和四十五年法律第六十号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

○国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）〔附則第十条関係〕

改正案

第十四条 交通政策審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 〔略〕

三 交通政策基本法、観光立国推進基本法（平成十八年法律第百十七号）、全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）、海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）、本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和五十六年法律第七十二号）、造船法（昭和二十五年法律第百二十九号）、臨時船舶建造調整法（昭和二十八年法律第百四十九号）、船員法（昭和二十二年法律第百号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）、船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和四十二年法律第六十一号）、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）、勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）、公職の候補者となる労働者の雇用の継続の確保の

現行

第十四条 〔同上〕

一・二 〔同上〕

三 交通政策基本法、観光立国推進基本法（平成十八年法律第百十七号）、全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）、海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）、本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和五十六年法律第七十二号）、造船法（昭和二十五年法律第百二十九号）、臨時船舶建造調整法（昭和二十八年法律第百四十九号）、船員法（昭和二十二年法律第百号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）、船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和四十二年法律第六十一号）、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）、勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）、船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）、

〔傍線部分は改正部分〕

2
〔略〕
ための立候補休暇に関する法律（令和四年法律第 号）、船員職業安定法（昭和二十三年法律第三百十号）、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第四百十九号）、水先法（昭和二十四年法律第二百一十号）、港湾法（昭和二十五年法律第二百一十八号）、港湾整備促進法（昭和二十八年法律第七十号）、広域臨海環境整備センター法（昭和五十六年法律第七十六号）、空港法、気象業務法（昭和二十七年法律第六十五号）及び海上交通安全法（昭和四十七年法律第一百五号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

2
〔同上〕
船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第四百十九号）、水先法（昭和二十四年法律第二百一十号）、港湾法（昭和二十五年法律第二百一十八号）、港湾整備促進法（昭和二十八年法律第七十号）、広域臨海環境整備センター法（昭和五十六年法律第七十六号）、空港法、気象業務法（昭和二十七年法律第六十五号）及び海上交通安全法（昭和四十七年法律第一百五号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。